

「入管法・技能実習法改定」関連法案の廃案を強く求め、 外国人も日本人も安心して「共に生きる世界」を希求する声明

「入管法・技能実習法」関連改定法案（「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」、「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案」：以下、「改定法案」）が、現在、衆議院本会議を通過し、参議院で審議されようとしている。

わたしたちは、この「改定法案」に対して、下記の問題点に基づいて強く反対し、国会に対して怒りをもって廃案を求める。

これらの「改定法案」には、すべての外国籍住民の立場を著しく不安定にし、人権保障上、重大な疑義がある「永住許可取消し」が含まれており、断じて認めることができない。

「入管法」のあからさまな差別規定である「義務規定」（在留カードの「常時携帯義務」など）が守られない場合「永住許可」を取り消すと、「改定法案」で規定していること自体、「永住者」への差別そのものであり、日本で生活をする永住者とその家族、また外国人住民全体をも不安と絶望におどしいれるものである。また税金や社会保険料の滞納や退去強制事由に該当しない軽微な法令違反に対しては、日本国籍者に対するのと同様に、法律に従って督促、差押、行政罰や刑事罰などのペナルティーを科せば足りることであり、「永住許可取消し」という生活・生の基盤そのものを奪う重大な不利益を外国籍住民にもたらすことは差別であり、断じてそのようなことはあってはならない。

また「改定法案」では、深刻な人権侵害と差別と暴力を引き起こした「技能実習制度」の基本構造である「監理団体」の仲立ちが残されており、新制度「育成労」が、不当な労働・経済搾取がされない国際人権基準にもとづく受け入れ制度となるとは到底思えない。外国人労働者は、「人材」という「材」でも、低賃金で働く非人間化された「労働力」などでもなく、一人ひとりの人間であり、その所で生きている生活者である。以上のような不十分で、問題ある「技能実習制度」の焼き直しではなく、新しい「制度及び特定技能制度」が、借金の上に成り立つ労働（債務労働、強制労働）を排除し、まことの転職の自由などの労働者の権利と労使対等の原則が担保された人権保障に適う制度となることを強く希望する。

そして在留カード及び特別永住者証明書が、マイナンバーカードと一体化（以下、「特定在留カード」）することにも強く反対する。その「特定在留カード」を万一紛失した場合、個人情報漏洩につながる可能性がある上、そのカードには、在留に関わる多くの情報（在留カード番号、在留資格、国籍等々）が記され、その情報が不必要に相手に伝わり、在留外国人への差別を助長することが憂慮される。「保険証とマイナンバーカードの一体化」を強行する現政権のあり方をみれば、いずれ在留カードと特別永住者証明書のマイナンバーカードとの一体化は事实上の強制となることが大いに懸念される。

昨年、訴えた「難民保護法制」の整備、「入管法義務規定」の差別的「義務規定」の廃止、「人種差別撤廃法」、国内人権機関の設立などの国際基準の人道的法整備、債務労働が排除された人権保障に適う新しい外国人就労制度をこそ、わたしたちは求める。

わたしたちの求める世界は、誰も差別されず、排除されず、虐げられず、他から搾取されない社会。一人ひとりのいのちや生活が脅かされず、尊厳が尊重され、権利が正当に守られる日本社会。外国人も日本人も安心して生き、働く、くらし保障された「共に生きる世界」を主イエス・キリストにあって、多くの市民との連帶のもとでわたしたちは強く求める。

2024年5月18日

第88回（合同後第58回）日本基督教団 京都教区 定期総会